

日本肘関節学会会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は日本肘関節学会（Japan Elbow Society, 略称 JES）と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、理事会の議により定めた場所におく。

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本会は、肘関節外科の進歩発展を図ることを目的とする。

第4条 事 業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 機関誌「日本肘関節学会雑誌」の編集と発行
- 3) 内外の関係学術団体との連絡および提携
- 4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 医師であつて、本会の目的に賛同し別に定める会費を納める者
- 2) 準会員 医師以外の者で、本会の目的に賛同し理事会で承認され、別に定める会費を納める者
- 3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人または団体
- 4) 名誉会員 本会の進歩発展に多大な寄与、特別な功労のあつた者のうち理事会で推薦された者
名誉会員は年会費を納めることを要しない。

第6条 入 会

本会への入会は、理事会の承認を要する。入会の手続きは別に定める。

第7条 退 会

退会しようとする者は書面による退会届を事務局に提出しなければならない。

- 2 会費を3年間滞納したときは会員の資格を喪失する。
- 3 会員資格を喪失した者が再び入会するときには、未納分の会費を納入のうえ改めて第6条の入会手続きを要する。

第8条 除 名

本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為のあつたとき、理事会は会員を除名することができる。

第4章 役員・評議員

第9条 役員

本会には、次の役員を置く。

理事 7名以上12名以内（うち理事長1名、副理事長1名）

監事 2名

第10条 役員を選出

- 1) 理事、監事は別に定めるところにより評議員の中から評議員会で選出し、総会において承認する。
- 2) 理事長は理事の互選により理事会において選出する。
- 3) 副理事長は理事長が指名し理事会において決定する。

第11条 理事長、副理事長

理事長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその業務を代行する

第12条 理事

理事は、理事会を組織し、本会の総会および評議員会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。

第13条 監事

監事は本会の会計および会務の監査を行う。

第14条 役員任期

理事、監事の任期は1期3年とし、再任は妨げない。

但し、連続して2期6年を超えることはできない。

第15条 評議員

本会には別に定めるところに従い若干名の評議員をおく。

- 2 評議員は、正会員の中から理事会において選出し、評議員会および総会において承認する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、この会則を定める事項の他、本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 評議員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。
- 5 評議員会を3年以上理由なく連続欠席した場合は、評議員の資格を失う。

第5章 委員会

第16条 委員会

本会には会務執行のために委員会をおくことができる。

- 2 委員会には常置委員会のほか、必要に応じ特別委員会をおくことができる。
- 3 常置委員会として編集委員会、会則等検討委員会、広報渉外委員会、学術委員会の4委員会を置く。
- 4 委員会の業務内容は別に定める。

第6章 学術集会

第17条 学術集会

学術集会は年1回開催し、会長がこれを主宰する。

- 2 会長、次期会長および次々期会長は評議員の中から理事会において選出し、評議員会および総会において承認する。
- 3 会長の任期は、前会長の主宰する学術集会の翌日から、当会長の主宰する学術集会の終了日までとする
- 4 学術集会の主演者・共同演者および学会雑誌に論文を投稿する者は原則として会員資格を必要とする。

第7章 会 議

第18条 総会，理事会，評議員会

総会，理事会，評議員会は，それぞれ年1回以上開催する。

ただし，理事長が必要と認めた場合，または理事の3分の1以上の請求のあった場合，理事長は理事会および評議員会を招集する。また，名誉会員は，総会および評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし表決には参加できない。

- 2 学術集会会長・次期会長は，役員でない場合でも理事会に出席して意見を述べることができる。ただし表決には参加できない。
- 3 名誉会員は，総会および評議員会に出席して意見を述べるができる。ただしその場合表決には参加できない。
- 4 次に掲げる事項については総会の承認を受けなければならない
 - 1) 事業計画および収支予算についての事項
 - 2) 事業報告および収支決算についての事項
 - 3) 財産目録についての事項
 - 4) その他，理事会において必要と認めた事項

第8章 会 計

第19条 正会員，準会員および賛助会員の会費は別に定める。

第20条 本会の経費は会費，および寄付金その他をもってこれに当てる。

- 2 本会の目的に賛同する個人および団体から寄付金を受けることができる。

第21条 本会の収支予算および決算は理事会の決議を経て評議員会，総会の承認を得なければならない。

第22条 既納の会費は，これを返還しない。

第23条 本会の会計年度は，毎年1月1日に始まり，12月31日に終わる。

第9章 附 則

第24条 本会則の改正は，理事会出席者の半数以上の同意を必要とし，評議員会，総会の承認を要する。

第25条 日本肘関節学会は日本肘関節研究会を継承しており，すべての規程で指す日本肘関節学会は日本肘関節研究会を含むものとする。

本会則は、平成 15 年 2 月 16 日から施行する。
本改訂会則は、平成 16 年 2 月 22 日から施行する。
本改訂会則は、平成 18 年 1 月 28 日から施行する。
本改訂会則は、平成 19 年 2 月 11 日から施行する。
本改訂会則は、平成 20 年 2 月 3 日から施行する。
本改訂会則は、平成 24 年 2 月 19 日から施行する。